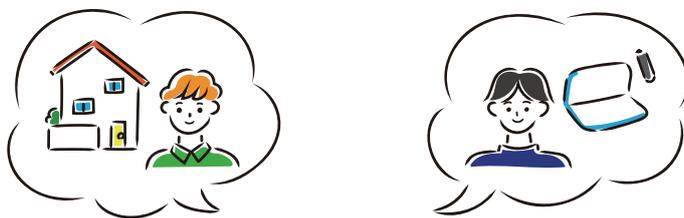


# 遺言とは大切な **想**いを伝えるための手段です。

どんな時に遺言が必要？

子どもたちに  
それぞれ遺したい  
ものがある



## 遺言書がないと？

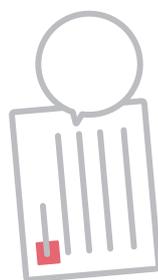
子どもたちが話し合いで遺産分割を行うため、親の想いとは異なる配分になることがあります。また、自宅など分けにくい資産がある場合、平等に配分できずトラブルになることも。

付言(ふげん)で気持ちをのこすことができます



## 遺言書があると

特定の子に自宅をのこすことができます。生前の援助などを配分にバランスよく反映することでトラブルを避けることもできます。



付言(ふげん)とは、資産の分け方とは別に遺言書に記載することができるメッセージのことです。

付言に法的効力はありませんが、どうしてこのような配分になったのか、家族への感謝、納骨の方法、不動産の処分の希望など、気持ちをのこすことができます。

どうしても配分が偏る場合、付言によってトラブルに発展させないようにする効果もあります。付言の作成も名古屋銀行にお任せください。



## 名古屋銀行の遺言信託なら

遺言書の内容の検討・公証役場での遺言作成から遺言執行まで、煩雑な事務手続きも名古屋銀行にお任せいただけますので安心ください！

### 安心

いつもの銀行で相続相談



### 丁寧

遺言内容の変更にもご対応



### 頼れる

執行もおまかせ！



名古屋銀行

ご相談は最寄りの店舗までお問合せください。